

国民体育大会第43回四国ブロック大会 補助対象経費基準表

令和4年4月21日

対象科目	支出基準	基準（上限）	提出する証拠書類	備 考
謝 金	医師（源泉徴収税含む）	50,000円／日	領収書（または銀行振込伝票） ※訂正する場合は、受領者本人の訂正印を捺印すること。	・証拠書類の宛名は競技団体名とする。 ・領収書は必ず自筆にて住所、氏名を記入のうえ、捺印すること。 ・謝金については、源泉徴収税額表の丙欄の税額を源泉徴収すること。 ・基準上限額を超えた場合は、超過分を対象外とする。 ・謝金の対象日は各競技会の競技実施日の他、競技別実施要項に記載されている公式練習、その他競技運営上必要な前日準備等を含むものとする。 ・「日当」は対象外とする。 ・謝金は必ず支給対象個人に振込むこととし、学校や顧問等への一括振込は対象外とする。
	看護師（源泉徴収税含む）	12,000円／日		
	審判員、運営役員等（源泉徴収税含む）	9,000円／日		
印刷製本費	大会を実施する上で直接必要な印刷物（実施要項、競技別プログラム、報告書、ポスター、パンフレット、チラシ等）	実費	・見積書 ・契約書（20万円未満の場合は請書でも可） ・請求書 ・領収書（または銀行振込伝票） ※単価・部数の明細がないものは不可	・証拠書類の宛名は競技団体名とする。 ・1件20万円以上（税込）の発注については、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。 ※契約書の写しを提出すること。 ・印刷製本費として計上した印刷物については、現物を提出すること。 ・1件20万円未満の発注については、契約書の代わりに請書でも可とする。 ・コピー代は対象外とする。 ・JKA補助事業である表示がない印刷物の経費は対象外とする。 ・印刷業者に依頼した経費に限る。 ※作成物配布先等一覧を添付すること。
会場費	会場借上げ、会場設営等、会場使用に関わる経費	実費	<会場借上げ> 施設所有者（管理者）が発行する ・使用許可書または請求書等、使用明細が記載されているもの ※使用許可書等に料金単位が記載されていない場合は、施設利用料一覧を添付すること。 ・領収書（または銀行振込伝票） <会場設営等> ・見積書 ・契約書（20万円未満の場合は請書でも可） ・請求書 ・領収書（または銀行振込伝票）	・宛名は、競技団体名とする。 ・開閉会式、競技会、会議に係る会場使用料を対象とする。 ・証拠書類は、「使用月日」及び「ブロック大会会場使用料」であることが明確にわかる記載があること。 - 例：「但し、令和4年〇月〇日、国体ブロック大会△△競技□□種目 体育館使用料として」 ・使用施設名、単価等が記載された書類を添付すること。 ※明細が不明な場合は対象外とする。 ・看板代等は、作成した看板にJKA補助事業であることの表示がない場合は対象外とする。 ・看板等作成した場合は、看板の写真を提出すること。 ・会場設営（看板代等含む）業務の発注については、1件20万円以上（税込）の場合、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。 ※契約書の写しを提出すること。 ※1件20万円未満の発注については、契約書の代わりに請書でも可とする。 ・備品（イス、机等）は、機材・備品借上料に計上する。 ・光熱費（冷暖房代）は対象とする。
機材・備品借上料		実費	・見積書 ・契約書（20万円未満の場合は請書でも可） ・請求書 ・領収書（または銀行振込伝票）	・証拠書類の宛名は競技団体名とする。 ・1件20万円以上（税込）の場合、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。 ※契約書の写しを提出すること。ただし、会場備え付けの物品を借上げる場合は、この限りではない。 ※1件20万円未満の発注については、契約書の代わりに請書でも可とする。

対象科目	支出基準	基準（上限）	提出する証拠書類	備 考
交通費	審判員、運営役員等の交通費 （タクシー代は不可とする）	実費	領収書（または銀行振込伝票） ※訂正する場合は、受領者本人の訂正印を捺印すること。	・領収書は必ず自筆にて住所、氏名を記入のうえ、捺印すること。 ・県内審判員等の自動車利用の場合、29円/kmで計算する。 ・距離の算出については、インターネット等のルート検索を使用しプリントアウトして提出すること。 ・県外からの審判員等の交通費は、公共交通機関利用料金は実費計算とするが、自動車利用の場合は29円/kmで計算する。
宿泊費	審判員、運営役員等の宿泊費	9,800円 (1泊2食)	・宿泊先の発行する領収書 ※別様式でいいので、宿泊日と宿泊者氏名を提出すること	・宿泊費が基準額9,800円（上限額）を超えた差額は、競技団体負担とする。 ・素泊りは7,300円以内 ・宿泊先で朝食、夕食が準備できない場合は、朝食1,000円、夕食1,500円以内での食事可 ・食事は原則宿泊先でとり、宿泊先で食事がとれず違う所で食事をとった場合は、利用施設代表者発行の領収書を添付すること ※居酒屋は対象外とする
消耗品費	競技用消耗品、事務用消耗品等	実費	・業者の発行する領収書（または銀行振込伝票） ※品名・単価・数量等の明細がないものは不可	・コロナウイルス感染症拡大予防対策に係る消耗品は対象とする。 ・領収書宛名は競技団体名とする。
通信運搬費	連絡用切手代等	実費	・業者の発行する領収書（または銀行振込伝票） ※単価・枚数等の明細がないものは不可	・領収書宛名は競技団体名とする。
手数料	振込に係る手数料	実費	・業者の発行する領収書（または銀行振込伝票）	・領収書宛名は競技団体名とする。